

令和3年3月23日

西宮市政記者クラブ各位

県費負担教職員の懲戒処分について

本日、兵庫県教育委員会が西宮市立小学校教諭(54歳 女性)に対し、懲戒処分を行いました。

内容は、平成30年4月頃から令和2年7月頃までの間、利用の実態がないにもかかわらず、路線バスを通勤に利用する旨を届出し、当該路線バスに関する通勤手当約25万円を不正に受給しました。また、通勤手当の随時確認の際に事実と異なる報告を行いました。これらが教育公務員として信用を失墜する行為に当たるとし、減給(10分の1, 6月)の処分とするものです。

今後は再発防止に向け、校園長を通じて、全職員に対し、教育職員として高い倫理観をもって、職責を果たすよう指導の徹底を図ってまいります。

なお、このことについては、同日付けで県教育委員会において報道関係者に発表される予定です。